

愛媛県教育委員会10月定例会会議録

- 1 開会の日時及び場所
平成23年10月14日（金）午後3時00分
愛媛県庁 第一別館 教育委員室
- 2 委員定数
6人
- 3 出席委員
委員長 松岡義勝 委員 伊藤剛吉 委員 井上弘子
委員 西田真己 委員 関 啓三 教育長 藤岡 澄
- 4 欠席委員
なし
- 5 会議に出席した公務員の職氏名
副教育長 清水 進 管理部長 伊藤 優
指導部長 福本純一 教育総務課長 名智 満
教職員厚生室長 越智和彦 生涯学習課長 橋本健治
文化財保護課長 山本亜紀子 保健体育課長 福田和樹
義務教育課長 越智眞次 高校教育課長 竹本公三
人権教育課長 新谷和志 特別支援教育課長 西原昇次
- 6 会議の概要
 - (1) 開 会
委員長職務代行者（伊藤委員） 午後3時00分開会を宣する。
委員長職務代行者 委員長の任期満了に伴い、委員長選挙までの間、議事進行を行う旨説明する。
 - (2) 委員就任あいさつ
松岡委員 委員就任のあいさつを行う。
 - (3) 委員長選挙
委員長職務代行者 委員長の任期満了に伴い委員長選挙を行うことを宣する。
委員長職務代行者 選挙は、指名推選の方法を採ることを提案する。
全委員 異議ない旨答える。
委員長職務代行者 指名推選の方法を採ることを決定し、指名を求め
る。
井上委員 委員長に松岡委員を指名する旨述べる。
委員長職務代行者 松岡委員を委員長とすることについて諮る。
全委員 異議ない旨答える。
委員長職務代行者 松岡委員の委員長就任を宣する。
 - (4) 委員長あいさつ

- 委員長 委員長就任のあいさつを行う。
- (5) 委員長職務代行者の指定
委員長 委員長職務代行者の指定を行うことを宣する。
委員長 伊藤委員を委員長職務代行者に指定することを提案し、意見を求める。
全委員 異議ない旨答える。
委員長 伊藤委員を委員長職務代行者に指定することを宣する。
- (6) 委員長職務代行者あいさつ
委員長職務代行者 委員長職務代行者就任のあいさつを行う。
- (7) 9月定例会会議録の承認
委員長 9月定例会会議録の承認について諮る。
全委員 異議ない旨答える。
委員長 承認する旨宣する。
- (8) 教育長報告
委員長 報告を求める。
平成23年9月定例県議会質問及び答弁要旨について
教育長 平成23年9月定例県議会における教育委員会関係の質問事項と答弁要旨について報告する。
伊藤委員 愛媛県歴史文化博物館の作品の展示に関し、内海清美氏の経歴等について質問する。
生涯学習課長 内海清美氏は、国際的に高い評価を得ている和紙彫塑家である旨、その作品「密 空と海」は、今後、南予の観光資源の目玉として愛媛県歴史文化博物館に展示したいと考えている旨、及び作品は大作であることから、今後所有者との協議次第ではあるが、半分程度を入れ替えて展示することとなる旨説明する。
委員長 教育委員会の会議録に係る文教警察委員会の質問に関し、教育委員会の会議録に誤り等がある場合は修正することとなるため、各委員は、会議録の承認に当たっては内容を十分確認してほしい旨、及び会議録は、発言の趣旨が伝わるよう整理して載せるべきであり、発言を逐一載せた場合には、趣旨が伝わりにくくなるため、その必要はないと考える旨意見を述べる。
井上委員 同様に考える旨意見を述べる。
関委員 発言の趣旨は、重要である旨意見を述べる。
西田委員 事例などの例えは、載せる必要はないと考える旨意見を述べる。
東日本大震災への対応について
教育総務課長 東日本大震災への対応について報告する。
「えひめ教育の日」推進大会等について

教育総務課長 「えひめ教育の日」の取組を県民運動として普及・定着させるため、「えひめ教育の日」推進会議が開催する10月30日の「えひめ教育の日」推進フェスティバル及び11月1日の「えひめ教育の日」推進大会の概要について説明するとともに、「えひめ教育月間」中に開催する関連事業について説明する。

県指定史跡「向山の古墳」の国史跡指定に伴う県指定の失効について

文化財保護課長 県指定史跡「向山の古墳」については、9月21日に国史跡に指定された旨、及びこのため、県指定が文化財保護条例第38条第2項の規定により効力を失うため、その旨同条第3項の規定に基づき県報で告示する旨報告する。

第66回国民体育大会（山口国体）の結果について

保健体育課長 第66回国民体育大会（山口大会）の結果について概要を報告するとともに、引き続き競技力向上対策本部を中心として計画的・効果的に選手強化に取り組みたい旨報告する。

井上委員 今回の好成績を小中学生に周知し、小中学生が愛媛国体に向けて一層努力ができるよう働きかけてほしい旨意見を述べる。

平成24年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の結果について

高校教育課長 平成23年10月5日に発表した平成24年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の結果について、新規採用候補者数（226名）及び加点制度による採用状況等を報告するとともに、教職経験のない新卒者等に対し、4月からの勤務に対する不安を解消するため、教育現場での教育活動を体験させる採用前キャリアアップ研修を実施する旨説明する。

井上委員 新規採用候補者の中で、講師等の経験年数は、長い者で何年か質問する。

高校教育課長 経験年数は不明であるが、受験資格を40歳未満としていること、及び県立高校では38歳の合格者がいる旨回答する。

関委員 新規採用候補者のうち、加点制度による合格者の状況について質問する。

高校教育課長 当該合格者は、平成22年度が延べ104名、23年度が延べ78名、今回が延べ89名であり、例年ほぼ新規採用候補者数の約3分の1程度の割合である旨回答する。

委員長 全国的に団塊の世代の大量退職に伴う教員採用が問題となっているが、今後の愛媛県の教員採用予定者数の推移について質問する。

高校教育課長 今後の退職者数や高校の再編整備状況を勘案するとほぼ同程度である旨回答する。

義務教育課長 退職者数は現在55歳の教員が退職する時以降に多くなるが、現在南予の小中学校の統廃合が進んでいるため、採用予定者数は若干増える程度である旨、及び急速に統廃合が進んだ場合には、現在と同程度となる旨回答する。

(9) 議 事

議案審議

委員長 議案第43号を上程する。

議案第43号 愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等の適正化を図るため、愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する原案を説明する。

委員長 高等学校の統合を見送ることなどが、先日報道されたが、それらは、本日のこの定例会において決定することであるので、各委員は遠慮なく意見を述べてもらいたい旨意見を述べる。

伊藤委員 先日報道された三間高校の統合を見送ること等の詳細な経緯について質問する。

高校教育課長 新聞では、再編整備計画で予定していた三間高校と北宇和高校との統合を見送り、1年様子を見るということが報道された旨、及び様子を見ることとした理由としては、現在の中学3年の生徒数の増加によるものである旨回答する。

伊藤委員 その生徒数の増加については、去年の段階では分からなかったのか質問する。

高校教育課長 再編整備計画は、平成20年8月に平成25年度までの計画を立てたものであるが、毎年、その状況を踏まえて検討しているものである旨回答する。

伊藤委員 高校において十分な教育のためにはある程度の生徒数が必要であると考えことから、今後の三間中学校の生徒数の推移にもよるが、いたずらに1年様子を見ることは問題があると考える旨、及び地元の反発はあると思うが、まず生徒のことを考える必要がある旨意見を述べる。

高校教育課長 委員の言われるとおり、高校教育においては、一定の生徒数が必要であるが、保護者等から、三間高校は、教員の目が行き届いており、生徒が生き生きと学校生活を送っていると聞いており、一定の教育効果があることや、地域の状況等を勘案して判断したものである旨回答する。

委員長 小規模校では、お互いを知っていることから、確かに教

育効果が高い旨、及び実際に計画を上回る生徒が入学するのであれば、1年様子を見てみてはどうかとの意見を述べる。

関委員 学校は地域コミュニティーの中心になっていることや、都市から地方へ回帰する動きもあることから、あらゆる生徒になるべく沢山の機会を与えるためにも、できることなら存続してはどうかとの意見を述べる。

井上委員 地域の実情に応じた教育を提供するという観点から、1年様子を見たら良いと考える旨意見を述べる。

西田委員 保護者の立場としては、できるだけ自転車で通学できる高校は存続させてほしいと考える旨意見を述べる。

伊藤委員 教育委員会としては、判断するときには、判断しなければならぬと考える旨、特に三間高校の将来の存続が見通せない中で、統合を見送り1年様子を見るというのは問題であると考え、及び一度立てた再編整備計画を多少の数字の変動で修正するのはどうかと考える旨意見を述べる。

委員長 議案第43号について原案のとおり可決決定することに賛成する委員の挙手を求める。

松岡委員長・井上委員・西田委員・関委員・藤岡教育長 挙手する。

委員長 賛成多数により原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第44号を上程する。

議案第44号 平成24年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項
について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県立学校管理規則第44条第2項の規定により、平成24年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項を定める原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第45号を上程する。

議案第45号 平成24年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施
要項について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県立学校管理規則第48条の4の規定により、平成24年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項を定める原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第46号を上程する。

議案第46号 平成24年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選
抜実施要項について

委員長 議案説明を求める。

特別支援教育課長 愛媛県県立学校管理規則第57条第3項において準用する同規則第44条第2項の規定により、平成24年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を定める原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

専決処分の承認

委員長 専決処分について報告を求める。

教職員の報賞について

義務教育課長 死亡した公立中学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

教職員の報賞について

義務教育課長 死亡した公立中学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(10) 閉 会

委員長 午後5時00分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。